

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	備 考
【法人設立認証支援サービス】		
1 定款作成および公証役場における認証申請	40,000円～	うち公証役場における認証手続代行にかかる報酬は10,000円としております。
2 医療法人の認可申請（パッケージ）	500,000円～	原則三重県、福井県、岡山県は700,000円、それ以遠の地域は800,000円とします。
3 契約書作成	30,000円～	簡易なもの：3万円、一般的なもの：5万円 複雑なもの：10万円とさせていただきます
4 議事録作成	10,000円～	株式会社の場合、定款作成前に発起人会、定款作成後に設立総会の開催が必要です。
【各種許認可申請代行サービス】		
1 古物商許可申請	20,000円～	中古品の販売を業として行う場合に必要 な営業許可です。
2 警備業認定申請	60,000円～	他人から依頼を受けて警備を行う事業を 行う場合に認定を受ける必要があります。
2 飲食店営業許可申請	30,000円～	飲食店を開業するのに必要な営業許可で す。
3 深夜における酒類提供飲食店営業開始届出	80,000円～	深夜0時を過ぎて酒類を主に提供する飲 食店を営業する場合に必要な届出です。
4 酒類販売業免許申請（一般小売・通販小売）	80,000円～	酒類を開栓せずに販売する業務を行う事 業者はこの免許を受ける必要があります。
5 宅地建物取引業免許申請	100,000円～	土地や建物を販売したり、他人の所有する 不動産の賃貸借を媒介するのに必要です。
7 薬局開設許可・医薬品販売業許可申請	120,000円～	薬局を開設したり、店舗内で医薬品を販売 する場合に必要な許可となります。
8 上に挙げたもの以外の許認可申請（応相談）	150,000円～	上に挙げた許可・免許以外で必要な手続が ありましたらご相談ください。
【ご遺産円滑分割サポートサービス】		
1 遺言書作成補助	20,000円～	相続人調査と財産調査は、オプションでそ れぞれ30,000円となります。
2 遺産分割協議書の作成	100,000円～	左の金額に、相続対象金融資産総額の1％ を足した金額を依頼報酬といたします。
【その他の書類作成サービス】		
1 告訴状・告発状・通報書の作成	50,000円～	警察に提出する告訴状や、公正取引委員会 に提出する通報書を作成いたします。
2 仕訳帳・総勘定元帳・月次残高試算表の作成	15,000円～	その月の営業収入の額の3％と比較して いずれか大きい金額を報酬の額とします。

その他の事項

- 1 この表に記載した報酬額は目安の金額です。書類作成の難易度や分量により変動があることを予めご了承ください。
- 2 民法第649条に規定する「費用の前払請求」として、委任契約成立後に着手金をお支払い願います。
- 3 着手金は原則、合計報酬額の2分の1に相当する額とし、業務の遂行に必要な費用に充当いたします。業務完了時点で着手金に余剰額があれば、報酬の額から差引いて請求いたします。反対に不足額がある場合は、報酬の額に当該不足額を加算して請求させていただきます。
- 4 受任者は、着手金を受領したときは、すみやかに契約履行のため事務処理に着手するものとします。
- 5 受任者の都合による一方的な契約の解除の場合を除き、着手金の返還には応じられません。
- 6 万が一、業務完了までに委任契約が解除された場合であっても、それが受任者の責めに帰すべき事由によらないときは、解除時点における進捗度に応じた事務処理報酬を請求させていただきます。
- 7 行政庁へ出向いての手続や会議への同席など受任者の行動を拘束する場合、半日（4時間）ごとに5,000円の日当が発生いたします。ただし大阪府内は半日あたり3,000円、近畿圏外の場合は半日あたり10,000円といたします。
- 8 日当が発生した場合、原則として着手金から充当いたします。
- 9 交通費や宿泊費は日当に含ましますので、別途実費での請求は行いません。
- 10 行政書士へのご相談は1回あたり60分程度を目安とし、60分を超過した場合は30分ごとに2,000円の相談報酬を頂戴いたします。ただし相談業務が契約中に含まれている場合はその限りではありません。
- 11 この表に記載の報酬額はすべて消費税抜きで表示しています。ただし着手金および日当の額には消費税を含めません。

令和 7 年 9 月 1 日



大阪府行政書士会会員

行政書士 高木 洋

